

26 規則別表第1の17の項に掲げる事業（以下「土石の採取事業」という。）

影響要因の区分 環境要素の区分 (細区分)			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	に用いる車両の運行	プラントの建設	樹木の伐採等	土石の採取	プラントの稼働	土石の採取跡地の存在	車両の運行 土石の運搬その他の
測及び評価されるべき環境要素 状態の保持を旨として調査、予 環境の自然的構成要素の良好な	大気環境	大気質	窒素酸化物					○			○
			粉じん等	○	○	○		○	○		○
		騒音	騒音	○	○	○		○	○		○
		振動	振動	○	○	○		○	○		○
	水環境	水質	水の濁り				○	○	○		
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		○	
地盤		地盤及び斜面の安定性				○	○		○		
生物の多様性の確保 及自然環境の体系的保全を旨として調査、予 測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○		○	
	植物		重要な種及び群落				○	○		○	
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○		○	
人と自然との触れ合いの確保 を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○		○	
	人と自然の触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○		○	
環境への負荷に より評価されるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物			○	○	○	○		
			建設工事に伴う副産物			○	○				
一般環境中の放射性物質の放出	放射線の量			○※	○※		○※	○※		○※	

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる土石の採取事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 土石用の破砕機、分級機などの工作物（プラント）を設置する。
 - エ 樹木の伐採を行う。
 - オ 建設機械等により土石を採取する。
 - カ 土石の採取後、採取跡地が存在する。
 - キ 車両により土石の運搬を行う。